

旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案（令和6年度）

厚生労働省より、都道府県、保健所を設置する市、特別区を対象に、
旅館業法違反のおそれがあると把握している事案、及びそれらの指導等の状況について調査したもの。

1. 旅館業の営業許可を受けずに営業を行っていた事例（疑い含む）として自治体が把握した事案 1,151件

2. 自治体が指導等に至った端緒 (件)

合 計	1,151
①保健所における巡回指導等	399 (35%)
②近隣住民・宿泊者等からの通報	587 (51%)
③警察・消防等の関係機関からの連絡	43 (4%)
④管理会社等からの連絡	36 (3%)
⑤その他	86 (7%)

3. 自治体の指導等の状況 (件)

合 計	1,151
①営業許可を取得した	71 (6%)
②営業を取りやめた	539 (47%)
③指導継続中	13 (1%)
④調査中（営業者と連絡が取れないもの等）	260 (23%)
⑤その他	268 (23%)